(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　５２か月～４５か月契約〕

（単位：円）

車種＼保険期間			52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車						19,140			
原動機付自転車							14,690			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		35,750	35,190	34,620	34,060	33,490	32,920	32,340	31,760
	(ロ) 小型二輪自動車		16,470	16,260	16,050	15,840	15,630	15,410	15,200	14,980
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	16,470	16,260	16,050	15,840	15,630	15,410	15,200	14,980
		検査対象外車	16,380	16,170	15,960	15,750	15,540	15,330	15,120	14,900
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車									
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車					24,940			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車							5,110			

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　４４か月～３７か月契約〕

（単位：円）

車種＼保険期間			44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										36,780
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										14,950
軽自動車	検査対象車									35,610
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										10,450
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		31,190	30,610	30,040	29,460	28,880	28,310	27,730	27,150
	(ロ) 小型二輪自動車		14,770	14,550	14,340	14,120	13,910	13,690	13,480	13,260
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	14,770	14,550	14,340	14,120	13,910	13,690	13,480	13,260
		検査対象外車	14,690	14,480	14,270	14,050	13,840	13,630	13,410	13,200
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車									20,540
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。